

佐賀県原子力災害暫定行動計画（平成23年度末まで）

第1 趣旨

福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえ、玄海原子力発電所で同様の原子力災害が万が一に発生した場合に備え、国が原子力発電所の事故における検証後の防災基本計画若しくは防災指針を示すまで又は佐賀県地域防災計画を見直すまでの間における初動対応（一週間程度を想定）を混乱なく実施するため、県内独自の暫定行動計画を作成する。

なお、本計画に定めのないものは、県地域防災計画等に基づくものとする。

第2 暫定避難計画

1 暫定行動計画における避難の考え方

玄海原子力発電所で福島第一原子力発電所における事故と同様の事故が発生した場合に備え、初動対応を混乱なく実施するため、原子力発電所から20キロ圏内の住民が30キロ圏外の避難先に避難できるよう、また原子力発電所の20キロから30キロ圏内の住民については屋内退避を基本としつつも自主避難が可能となるよう30キロ圏外に避難場所を確保する広域の避難計画（以下「暫定避難計画」という。）を策定する。

なお、避難先については、地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区を同一地域内にまとめて指定する。

また、実際に避難が必要な区域は、事故の状況に応じ、国、県又は唐津市、伊万里市若しくは玄海町（以下「関係市町」という。）が設定するものとする。（この区域について、以下「避難対象区域」という。）

更に、避難は、放射性物質が放出される前に努めて完了させることとする。

万が一、放射性物質が放出されている状況の場合には、原子力発電所周辺地域の避難経路について、当日の風向等を考慮したものとする。

※なお、本計画は、あくまで福島第一原子力発電所の事故における初期の政府の対応（20キロ圏内へ避難の指示が発出されるまで）を参考としているのみであり、個別具体的な事故想定を行っているものではない。

2 暫定避難計画の概要

※別紙1-1 暫定避難計画の概要

※別紙1-2 暫定避難計画の概要のイメージ図

3 陸上避難のポイント

原子力発電所から30キロ圏外に指定された避難所へ、努めて所定の避難経路（幹線道路）を通り避難する。県、市町は、避難経路について、事前に住民に対して周知を徹底する。

※別紙2 避難計画に係る主要避難経路図

また、円滑に避難を実施するため、県警等により避難経路の要所で交通規制及び交通誘導を強化する。

なお、避難は原則自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な住民については、近所の方との乗り合いによる自家用車避難を行うか、集合場所に参集し市町等の保有する車両にて避難を行う。これらの手段でも避難手段が不足する場合には、県が市町からの依頼に基づきバス・タクシー協会・自衛隊等に要請し手配した車両にて避難を行うものとする。

避難所の駐車スペースは、避難所に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用するものとする。

4 離島避難のポイント

離島からの避難については、自家用の渡船・海上タクシー・プレジャーボート・遊漁船・漁船等（以下「漁船等」という。）を用いるものとし、まずは最寄りの港（唐津港・星賀港・伊万里港等）まで移動し、その後、市町等が準備した車両等により避難を行う。

自家用の漁船等による避難が困難な住民については、県が自衛隊又は海上保安部に要請し手配した船艇又はヘリにより避難を行う。

5 災害時要援護者避難のポイント

在宅の災害時要援護者については、各市町が主体となり策定する「災害時要援護者個人避難支援プラン」に基づき、地元自治会・自主防災組織等の支援を受け避難を行うものとする。

また、病院・福祉施設等における入院・入所の災害時要援護者については、各施設が策定する避難計画に基づき避難を行うとともに、搬送先の確保については、県外医療機関等を含めて対応する。

ただし、避難が困難な場合には、消防機関・自衛隊等の支援を求め避難を行うものとする。

※別紙3（省略）

第3 暫定行動計画

1 暫定の行動指針

(1) 暫定行動計画の前提

① 国から避難の指示等に係る調整がある場合の対応

この場合、本計画の趣旨を踏まえながら国と避難対象区域等の調整等を行うこととする。

② 国から避難の指示等に係る調整がない場合の対応

この場合、県（知事）は、災害対策基本法第4条の規定の趣旨に基づき、事故の事象に応じ避難対象区域を示した上で、関係市町へ暫定避難計画に基づく避難の指示を行うよう要請を行うことを基本とし、関係市町が避難の指示を行えない場合には、暫定避難計画に基づき、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第5項に基づく避難の指示の代行を行うものとする。

(2) 暫定の行動指針

各行政機関は、次の点に特に留意し、行動するものとする。

① 情報伝達・広報

- ・県は、県内全ての市町（以下、本計画において「各市町」という。）に情報伝達するものとする。
- ・各市町は、県へ報告すべき情報があれば、速やかに報告するものとする。
- ・各市町は、事故情報・避難の状況・応急対策活動の内容等について、住民等に対し広報するものとする。

② 災害対策本部の設置

- ・事故の状況から、原子力災害に発展することが考えられる場合は、首長の判断で災害対策本部を設置するものとする。

③ 緊急時モニタリング範囲の拡大

- ・県は、原子力事故の影響範囲を特定するため、県内全域でモニタリングを実施するものとする。

④ 機能移転先等の選定

- ・オフサイトセンター・県現地機関・関係市町の庁舎・防災活動資機材集積場所が避難対象区域に該当する場合には、あらかじめ定めた機能移転先に移転する。
- ・但し、オフサイトセンター・県現地機関・関係市町の庁舎・防災活動資機材集積場所が避難対象区域に該当しない場合には、現在の立地場所において、所期の役割を果たすものとする。

⑤ 合同対策協議会に参加する市町

- ・玄海町、唐津市に加え、参加要件を満たす場合には伊万里市を追加し開

催するものとする。

⑥ 被ばく医療体制の確保

- 万が一、放射性物質が放出されている状況下で、緊急避難を必要とする場合において相当程度の被ばくが想定される際には、県は、関係機関の協力を得て、原子力発電所から30キロ圏外の主要避難経路にある施設に救護所を設置し、避難住民等に対しスクリーニング及び除染を実施し、避難住民の安全確保を図る。
- 被ばく医療が必要とされる場合は、被ばく医療機関において被ばく医療を行う。
- また、必要に応じて救護所または避難所等で避難住民等へ安定ヨウ素剤を服用させる。
- 保健福祉事務所等の診療放射線技師等を避難所等へ派遣し、避難住民の不安解消のため、スクリーニング及び健康相談を実施する。
- 唐津赤十字病院が避難対象区域に該当する場合には、県は、地域の避難状況を勘案したうえで、自衛隊にヘリ出動の要請を行う。

唐津赤十字病院の関係医師等は、自衛隊のヘリに搭乗し、玄海原子力発電所から30キロ圏外に新たに指定する2次被ばく医療機関へ移り、2次除染や医療処置を行う体制を支援する。

- また、対応が困難な場合は、県外の被ばく医療機関へ搬送し、避難住民等に対し、必要な被ばく医療を提供する。
- 但し、唐津赤十字病院が避難対象区域に該当しない場合には、現在の立地場所において、2次被ばく医療機関として所期の役割を果たすものとする。

※別紙5 救護所設置箇所

2 暫定の行動計画

(1) 情報伝達

① 特定事象発生時の情報伝達

ア 県の連絡及び広報

(ア) 県の連絡

県は、原子力事業者からの通報又は国からの連絡を受けた場合には、各市町・県警・各消防機関・自衛隊・海上保安部・気象台その他の関係機関等に一斉指令システム等により事故の状況を速やかに連絡する。

なお、県は、この場合必ず受信確認を行い、一斉指令システムで受信確認ができない場合には、電話による受信確認を行う。

(イ) 県の広報

県は、プレスリリース・HP・防災ネットあんあん等による情報発

信のあらゆる手段を活用して事故の状況について県民への広報に努める。

なお、広報する内容は、正確かつ理解しやすい内容に努めるものとし、テレビ・ラジオ等による情報収集に努めること及び落ち着いて行動することを併せて広報する。

イ 市町の広報、連絡

(ア) 市町の広報

各市町は、防災行政無線・CATV・広報車・HP等のあらゆる情報発信の手段を活用して事故の状況について住民等への広報に努める。

なお、広報する内容は、正確かつ理解しやすい内容に努めるものとし、テレビ・ラジオ等による情報収集に努めること及び落ち着いて行動することを併せて広報する。

(イ) 関係市町の連絡

関係市町は、自治会・消防団・農協及び漁協等の関係団体、災害時要援護者に係る病院及び福祉施設並びに観光施設へ電話・FAX等を利用して事故の状況を連絡する。

② 緊急事態宣言発出までの情報伝達

県及び各市町は、①で連絡及び広報する情報に加え、モニタリング情報を連絡及び広報する。

また、県及び関係市町は、それぞれが行う応急対策活動について、県は、各市町・県警・消防機関・自衛隊・海上保安部・気象台・その他の関係機関に、関係市町は、県・消防機関・警察署・その他の関係機関に対し、継続的に連絡する。

③ 緊急事態宣言発出時の情報伝達

①と同様に連絡及び広報する。

④ 緊急事態宣言発出後の情報伝達

①及び②で連絡及び広報する情報に加え、被害状況・避難等の状況・医療情報を連絡及び広報する。

(2) 災害対策本部の設置

① 緊急事態宣言があった場合

県及び関係市町は、災害対策本部を設置する。

② 原子力災害に発展することが予測される場合

事故の影響から、原子力災害に発展することが判断される場合には、県及び関係市町は、首長の判断で災害対策本部を設置するものとする。

(3) オフサイトセンターが機能していない場合の合同対策協議会への参集等

① 合同対策協議会への参集前の確認

県は、オフサイトセンターへ参集する前に保安検査官事務所へオフサイトセンターが機能していることを確認するとともに、その結果を関係市町・県警・自衛隊・関係消防機関等へ連絡するものとする。

② オフサイトセンターの機能不全による合同対策協議会が機能しない場合の対応

関係市町・県警・自衛隊・関係消防機関等は、県の指示があるまで参集しないものとし、その場合、情報共有又は調整について、メール・FAX・電話等により行うものとする。

なお、特に国の原子力災害対策本部との連絡を確保し、情報共有及び調整を行う。

③ オフサイトセンターが機能不全となった場合の暫定機能移転先
当面、佐賀総合庁舎を暫定の機能移転先とする。

(4) 避難対象区域の決定

① 国から避難対象区域等の決定に係る調整がある場合

ア 緊急時対策支援システム（ERSS）及び緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）による影響範囲特定の機能が有効に機能する場合

県は、関係市町と連携し、国による避難対象区域等の特定に協力する。

イ ERSS及びSPEEDIによる影響範囲特定の機能が有効に機能しない場合

県は、次の考え方に基づき、関係市町と連携し、国へ避難対象区域等の特定を提案する。

- どのような事象の場合でも、まずは、原発から3キロ圏内の地域については避難区域とし、3キロから10キロ圏内の地域については屋内退避区域（自主避難区域）とする。
- 事態が悪化する場合には、10キロ圏内の地域は避難対象区域とする。
- さらに事態が悪化する場合には、20キロ圏内の地域は避難対象区域とし、20キロから30キロ圏内の地域は屋内退避区域（自主避難区域）とする。
- 避難先は、いずれの場合でも暫定避難計画における避難所とする。

② 国から避難等の範囲の決定に係る調整がない場合

県は、上記①イの考え方に基づき、関係市町と調整したうえで、避難対象区域等を特定し、関係市町において避難の指示等を行う。

③ 避難先の設定について

当初の原子力発電所の事故の段階で、福島第一原子力発電所の事故に比

べ、小さい範囲で避難対象区域が設定される場合でも、事後の避難対象区域の拡大に備え、「暫定避難計画」に定める地域ごとの避難先は変更しないものとする。

(5) 避難の指示等の伝達等

① 県の避難の指示等の内容の伝達

県は、決定された避難の指示等の内容を、県警・全ての市町・消防機関・自衛隊・海上保安部・バス・タクシー協会その他の関係機関に通報するものとする。

② 関係市町の避難の指示等の内容の伝達等

ア 関係市町は、防災行政無線・CATV・広報車・HP等のあらゆる手段を利用して避難の指示等の内容の住民等への広報に努める。

なお、広報する内容は、正確かつ簡潔な内容に努めるものとし、テレビ・ラジオ等による情報収集に努めること及び落ち着いて行動することを併せて広報する。

また、関係市町は、自治会・消防団・農協及び漁協等の関係機関、災害時要援護者に係る病院及び福祉施設並びに観光施設へ電話・FAX等を利用して避難の指示等の内容を連絡する。

イ 関係市町は、避難の指示・屋内退避等の指示を行う場合には、消防機関や警察署その他の防災関係機関にその指示内容を伝達するとともに協力を要請し、避難・屋内退避区域の住民等に対し、避難及び屋内退避の措置を講じる。

ウ 関係市町は、避難所に職員を派遣し、それぞれの災害対策本部・受入市町又は避難住民との連絡調整に当たらせる。

なお、関係市町は、避難所開設の際には、受入市町の協力を得て、入口受付にて避難住民の避難状況を把握する。

エ 関係市町は、市町の庁舎が避難対象区域に入り、あらかじめ定められた庁舎の機能移転先に移転する場合には、その旨を避難対象区域外の住民に周知する。

③ 受入市町における避難の指示等の内容の伝達

ア 受入市町は、防災行政無線・CATV・HP等を利用して、関係市町において避難の指示等が発令された旨、受入市町内での避難等の住民の受入れを行う旨及び不要不急の車両の運転を控える旨の広報を実施する。

イ 受入市町は、暫定避難計画に定める指定避難所を提供し、指定避難所で関係市町の職員の補助を行うなど、関係市町に対し必要な協力を行う。

ウ 受入市町は、避難住民の避難場所までの速やかな移動を実現するため、主要避難経路から避難場所（施設）までの間の誘導に協力する。

(6) 避難の指示等に係る住民等への指示・留意事項

① 避難対象区域の住民等への指示事項

避難の指示を行う関係市町は、避難を実施する場合には、避難区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

ア 電気・ガス及び水道の元栓を閉める。

イ 戸締りをする。

ウ 落ち着いて行動する。

エ 自家用車がある場合には自家用車を利用し、ない場合には近所の方の自家用車に同乗するか、又は集合場所に集合し、用意されるバス等を利用する。

オ 各避難場所（施設）ごとに決められた避難経路を移動する。

カ 避難経路においては、誘導員の指示に従う。

キ 住所地でない方については、自宅等への帰路につくか、少なくとも原子力発電所から30キロ圏外へ移動する。

なお、直ちに帰路へつくことが困難な場合には、最寄りの公共施設へ退避する。

② 屋内退避対象地域の住民等への指示事項

屋内退避の指示を行う関係市町は、屋内退避を実施する場合には、屋内退避区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

ア 住民は、原則として屋内にとどまる。

イ 住所地でない方については、速やかに自宅等への帰路につくか、少なくとも原子力発電所から30キロ圏外へ移動する。

なお、直ちに帰路へつくことが困難な場合は、最寄りの公共施設へ退避する。

ウ 全ての窓、扉等の開口部を閉じ、全ての空調設備、換気扇等を止めて、屋内への外気の流入を防止する。

エ なるべく外気の流入する個所を離れて、屋内の中央にとどまる。

オ 食料品の容器には、フタやラップをする。なお、屋内に保管している飲食物は摂取して差し支えない。

カ テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示・伝達又は災害情報に留意する。

キ 電話による行政機関への問い合わせは、極力控える。

ク どうしても自主避難する場合は、指定の避難所に避難するか、自治会長等に避難先を伝え避難する。

③ 避難所における住民の留意事項

避難の指示を行う関係市町は、避難所における住民に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、住民の協力を得るよう努める。

ア 避難所においては、相互に助け合うとともに、関係市町の避難所責任者の指示に従い、冷静に行動する。

イ 避難状況の把握への協力をお願いする。なお、避難所を離れる場合には、避難所責任者へその旨報告をお願いする。

ウ 健康調査等を行う場合には、協力をお願いする。

エ 不審な情報は、関係市町・警察等に確認する。また、避難住民に対し、放射線被ばくなどに対する言われなき、誹謗、中傷、差別といった事態が起こらないよう配慮する。

④ 避難の指示等の広報・伝達する者が特に留意すべき点

ア 県及び市町は、避難の指示等の広報・伝達に当たり、社会的混乱を招かないよう住民等が落ち着いて行動することを周知するとともに、次の点に留意して広報・伝達する。

- ・ 事実を伝えること。
- ・ 最新の情報であること。
- ・ 正確に伝えること。
- ・ 簡潔に伝えること。
- ・ 明瞭に伝えること。
- ・ 礼儀正しく伝えること。
- ・ 必要な情報は省略せず伝えること。
- ・ あいまいな情報は慎むこと。
- ・ 繰り返し伝えること。

イ 広報する事項は概ね次のとおりとする。

- ・ 事故が発生した施設名、所在地、事故の発生日時及び事故の概要
- ・ 事故の状況と今後の予測
- ・ 原子力発電所における対策状況
- ・ 行政機関の対策状況
- ・ 対象住民等がとるべき行動
- ・ 避難対象区域又は屋内退避区域
- ・ その他必要と認める事項

(7) 市町の行政機能の移転及び県の現地機関の避難先について

① 市町の庁舎が避難対象区域に該当する場合の市町の行政機能の移転について

市町の庁舎が避難対象区域に該当する場合の市町の行政機能移転につ

いては、移転後も地域住民に対する行政サービスがより円滑に行えるように、移転先を地域住民の避難地域と同一とする。

なお、機能移転に当たっては、まず住民避難を優先したうえで実施する。

ア 玄海町は、小城市小城公民館とする。

イ 唐津市は、メートプラザ佐賀とする。

ウ 伊万里市は、武雄市役所北方支所とする。

② 県の現地機関が避難対象区域に該当する場合の現地機関の移転先について

避難対象区域に該当する場合の県の現地機関の当初の避難先は、別紙のとおりとし、そこで所属長の指示を受けるものとする。

※別紙４ 県の現地機関の避難先

(8) 緊急時モニタリング範囲の拡大

県は、関係機関の協力を得て、防護対策を実施すべき区域（以下「防護対策区域」という。）を特定するため及び環境への影響を調査するため、次のとおり範囲を拡大し、モニタリングを実施する。

① 避難対象区域の外側において、防護対策区域を特定するためのモニタリングを実施する。

② 環境への影響を調査するため、県内全域でのモニタリングを実施する。

(9) 緊急被ばく医療

① 被ばく防止

万が一、放射性物質が放出されている状況下で、緊急避難を必要とする場合において相当程度の被ばくが想定される際には、県は、関係機関の協力を得て、原子力発電所から30キロ圏外の主要避難経路にある施設に救護所を設置し、避難住民等に対しスクリーニング及び除染を実施し、避難住民の安全確保を図る。

また、被ばく医療が必要な場合は、被ばく医療機関において必要な被ばく医療を行う。

救護所または避難所等で必要に応じて避難住民等へ安定ヨウ素剤を服用させる。

県は、保健福祉事務所等の診療放射線技師等を避難所等へ派遣し、避難住民の不安解消のため、スクリーニング及び健康相談を実施する。

※別紙５ 救護所設置箇所

② 被ばく医療体制の確保

- ・唐津赤十字病院が避難対象区域に該当する場合には、県は、地域の避難状況を勘案したうえで、自衛隊にヘリ出動の要請を行う。

唐津赤十字病院の関係医師等は、自衛隊のヘリに搭乗し、玄海原子力発電所から30キロ圏外に新たに指定する2次被ばく医療機関へ移り、2次除染や医療処置を行う体制を支援する。

- また、対応が困難な場合は、県外の被ばく医療機関へ搬送し、避難住民等に対し、必要な被ばく医療を提供する。
- 但し、唐津赤十字病院が避難対象区域に該当しない場合には、現在の立地場所において、2次被ばく医療機関として所期の役割を果たすものとする。

(10) 防護対策用資機材の集積場所の指定等

① 防護対策用資機材の集積場所の指定等

県、玄海町及び唐津市は、唐津総合庁舎及び各庁舎が避難対象区域に該当する場合には、これらにある防護対策用資機材を、トラック協会等へ協力を要請し、佐賀土木事務所へ搬送する。

なお、放射性物質放出後は、防護対策用資機材の搬送を中止する。

② 集積後の防護対策用資機材の運用

集積後の防護対策用資機材については、県が一括管理するものとし、関係機関は基本的に佐賀土木事務所へ必要資機材を取りに来るものとする。

なお、県は、資機材が不足する場合は、国・他県からの支援や新たに防護対策用資機材を緊急調達する。